

第2次横芝光町男女共同参画計画

2019年3月

横 芝 光 町

はじめに

近年、人口減少社会の本格的な到来により、生産年齢人口も減少し、地域の活力が失われつつあるように思われます。このような中、生活様式や価値観の多様化など、社会情勢が大きく変化していることから、これらの変化に対応しながら、豊かで活力あるまちを実現するためには、すべての人が互いにその人権を尊重し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現していく必要があります。

また、2016年(平成28年)には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が完全施行されるなど、社会全体で女性の活躍に向けた取り組みが拡大しており、本町でも、あらゆる場面における女性の活躍を推進していくことが重要になっております。

この度、「横芝光町男女共同参画計画(第1次)」の計画期間が終了することから、町民の皆様や町内事業主の皆様の意識や地域の現状、課題を踏まえ、なお一層の男女共同参画を推進するため「第2次横芝光町男女共同参画計画」を策定いたしました。

しかしながら、男女共同参画社会は、町の取り組みだけで実現するものではなく、町民、事業者、団体の皆様との連携と協働のもと、本計画を推進することが必須であると考えております。

つきましては、本計画の趣旨をご理解いただき、男女共同参画社会の実現に向け、ともに推進くださるようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご議論いただきました横芝光町男女共同参画推進会議委員の皆様をはじめ、意識調査等を通じ貴重なご意見をいただきました町民の皆様、町内事業主の皆様に心から感謝申し上げます。

2019年3月



横芝光町長 佐藤 晴彦

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	1
4. 基本理念	2
5. 基本目標	2
6. 重点施策	3
7. 施策の体系	4

第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ 一人ひとりの人権が尊重され、男女共同参画社会をめざす環境づくり	5
基本方針1 男女共同参画の視点に立った意識づくり	6
基本方針2 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	9
基本方針3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	14
基本目標Ⅱ あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり	16
基本方針4 政策・方針決定過程への女性の参画促進	18
基本方針5 労働環境における男女共同参画の促進	20
基本方針6 ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の促進	23
基本目標Ⅲ 健やかに安心して暮らせるまちづくり	28
基本方針7 生涯にわたる健康支援	29
基本方針8 誰もが安心していきいきと暮らせる環境の整備	31
基本目標Ⅳ 計画の推進	34
基本方針9 推進体制の充実	34

資料

男女共同参画用語の解説	37
第2次横芝光町男女共同参画計画策定経過	39
横芝光町男女共同参画推進会議委員名簿	40
関係法令	41
横芝光町男女共同参画推進会議要綱	62
横芝光町男女共同参画計画検討委員会要綱	63

第1章 基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本町では、「男女共同参画社会基本法」に基づき、2009（平成 21）年 1 月に「横芝光町男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現のための取り組みを行ってきました。

これまで、様々な取り組みを進めた結果、教育や健康増進、子育て支援分野などにおいて成果は現れつつありますが、生活環境の変化や生き方の意識が多様化しており、より一層の取り組みを進める必要があります。

人口減少社会の本格的な到来やこれに伴う社会の変化、そして、近年の異常気象による安全・安心に対する意識の高まりなど、本町を取り巻く情勢が大きく変化している中、豊かで活力あるまちを持続していくためには、男女が共に支え合い、社会のあらゆる分野において、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが、ますます重要になっています。

また、2016（平成 28）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が完全施行されるなど、女性の活躍に向けた取り組みが社会全体で拡大しており、本町においても女性の活躍を一層推進していくことが重要になっています。このため、これまでの成果や課題、社会情勢の変化を踏まえ、「第 2 次横芝光町男女共同参画計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に定める「市町村計画」であり、横芝光町における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。
- (2) この計画は、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」、千葉県「第 4 次千葉県男女共同参画計画」及び「第 2 次横芝光町総合計画」との整合性に配慮し、前計画の成果を引き継ぐものです。
- (3) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（この計画において、「DV 防止法」といいます。）第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。
- (4) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（この計画において、「女性活躍推進法」といいます。）第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。

3 計画の期間

この計画の期間は、2019 年度（平成 31 年度）から 2023 年度（平成 35 年度）までの 5 年間とします。

認めあう心 支えあう力 やさしさでつながる参画社会をめざそう

男女共同参画を実現するためには、互いを認めあい、人と人、家族や地域の絆を深めながら互いに支え合うことが重要です。

「認めあう心」と「支えあう力」のもと、町民、事業者、団体、行政が共に行動することにより、誰もがいきいきと暮らし、やさしさと笑顔あふれる男女共同参画社会の実現を目指します。

5 基本目標

本計画の基本理念に基づき、4つの基本目標を掲げて施策の推進に取り組みます。

I 一人ひとりの人権が尊重され、男女共同参画社会をめざす環境づくり

互いの人権を尊重し、誰もが自らの存在に誇りを持てるよう、ドメスティック・バイオレンス^{*1}（以下、「DV」と表します。）、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなど、あらゆる暴力の根絶に努めるほか、男女共同参画の視点に立った意識づくりや、教育・学習の基盤づくりを目標とします。

II あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

互いに支え合い協力し合うことで、仕事と生活の調和がとれ、ライフステージにおいて個性と能力が発揮できる環境づくりに努めます。また、政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、あらゆる分野で男女がともに活躍できる社会づくりを目標とします。

III 健やかに安心して暮らせるまちづくり

生涯にわたる心身の健康づくりの充実を図り、誰もが健やかに安心して暮らせるまちづくりを目標とします。

IV 計画の推進

男女共同参画社会の実現に向けたあらゆる分野における各施策を、総合的かつ効果的に推進するため、施策の進捗管理や情報交換を行います。

また、有識者組織でもある「横芝光町男女共同参画推進会議」において、本計画の進捗状況を報告し幅広く意見や助言を求め、本計画の施策の企画・立案・実施へ反映させていきます。

＜注＞「※」については、P37「男女共同参画用語の解説」にて掲載しています。

6 重点施策

これまでの男女共同参画推進の取組成果や課題を整理し、町民意識調査や町内事業所調査等の結果から、本計画において以下の6つを重点施策とします。

- ①あらゆる人々にとっての男女共同参画意識の啓発
- ②DV・児童虐待等の被害者に向けた相談・支援体制の充実
- ③町政における女性の参画促進
- ④仕事と育児・介護等の両立支援の充実
- ⑤ワーク・ライフ・バランス※²の普及促進
- ⑥妊娠・出産期における女性への健康支援

<注>「※」については、P37「男女共同参画用語の解説」にて掲載しています。

【基本理念】

認めあう心
支えあう力
やさしさでつながる
参画社会をめざそう

【基本目標】

I
一人ひとりの人権が
尊重され、男女共同
参画社会をめざす
環境づくり
【DV防止基本計画を含む】

II
あらゆる分野におい
て男女がともに活躍
できる社会づくり
【女性活躍推進計画を含む】

III
健やかに安心して
暮らせるまちづくり

IV
計画の推進

【基本方針】

1 男女共同参画の視点に立
った意識づくり

2 あらゆる暴力の根絶と人権
の尊重

3 男女共同参画の視点に立
った教育・学習の充実

4 政策・方針決定過程への
女性の参画促進

5 労働環境における男女共
同参画の促進

6 ワーク・ライフ・バランス
(仕事と生活の調和)の促進

7 生涯にわたる健康支援

8 誰もが安心していきいきと暮
らせる環境の整備

9 推進体制の充実

【施策の方向】

①男女共同参画に関する調査分析・情報の収集・提供

②あらゆる人々にとっての男女共同参画意識の啓発

重点

③人権尊重と暴力防止の意識づくり

④DV・児童虐待等の被害者に向けた相談・支援体制の充実

重点

⑤セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等防止対策の推進

⑥学校教育における男女共同参画・人権教育の推進

⑦家庭や地域における学習機会の充実

⑧町政における女性の参画促進

重点

⑨事業所や各種団体における女性の参画促進

⑩働く場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保

⑪自営業における女性の経営参画の促進

⑫仕事と育児・介護等の両立支援の充実

重点

⑬ワーク・ライフ・バランスの普及促進

重点

⑭地域活動における男女共同参画の促進

⑮生涯を通じた心身の健康保持・増進への支援

⑯妊娠・出産期における女性への健康支援

重点

⑰高齢者や障害者が安心して暮らせる環境づくり

⑱ひとり親家庭等の自立支援

⑲防災分野における男女共同参画の視点を活かした対策の促進

⑳庁内推進体制の強化

㉑町民や企業・団体との連携

㉒国・県・近隣市町等との連携

第2章 計画の内容

第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ 一人ひとりの人権が尊重され、男女共同参画社会をめざす環境づくり

(DV防止基本計画含む)

現状と課題

男女が対等な立場で、能力と個性を発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが互いの人権や自分らしい生き方を尊重し、意識して行動することが求められます。

町民意識調査の結果では、社会の各分野における男女の平等感について、「学校教育の場」においては 54.3%が平等になっていると回答している一方、社会通念や慣習、家庭生活の場、職場、政治の場において、「男性が優遇されている（どちらかと言えば男性が優遇も含む）」という回答が半数を超えている状況です。

「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識^{※3}は、特に男性の高齢層に根強く残っており、そのような意識を背景に、家庭や職場など日常の暮らしの様々な場面では依然として、男性中心のしくみや慣習が深く根付いている様子がうかがえます。社会のあらゆる分野で男女共同参画の意識が浸透しにくい要因の一つである、固定的性別役割分担意識を解消するため、積極的な意識改革が引き続き求められています。

また、子どもの成長過程において、意識や価値観の形成に大きな役割を果たす教育現場では、一人ひとりの個性の尊重や、多様な物事の捉え方など、男女共同参画の視点に立った教育を推進していくことが必要です。

暴力は、個人の人権に対する最大の侵害であり決して許される行為ではありません。町民意識調査で「配偶者や恋人から身体的暴力の被害経験がある」と答えた方は、女性が 15.5%、男性が 7.9%でした。心理的・性的暴力被害経験者も含めそのうち約 6 割は誰にも相談していないという結果となっており、潜在化する DV 被害の経験者が多く存在していることが伺えます。そして、DV は、その多くが家庭内で起こるため、周囲も気づかぬうちに暴力がエスカレートすることや、言動や態度による精神的な暴力のように外部からはその発見が困難で、長期間にわたって表面化しないことから、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、DV と同時に同居している子どもへの虐待が行われている場合も多く、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすことが懸念されます。相談の形態が複雑化・多様化している現状を踏まえ、児童虐待やセクシュアル・ハラスメント^{※4}、パワー・ハラスメント^{※5}等のあらゆる暴力の防止・根絶に向けた取り組みが求められているため、本計画は DV 防止法に基づく基本計画としても位置づけ、関係機関との連携を強化し、被害者が安心して相談できる体制を整備する必要があります。

<注>「※」については、P37「男女共同参画用語の解説」にて掲載しています。

基本方針 1 男女共同参画の視点に立った意識づくり

根強く残る固定的性別役割分担意識の解消や家庭・職場・地域など、日常生活の様々な場面に存在する旧来から続く社会制度や慣行について、男女共同参画の視点に立った見直しを進めるため、あらゆる機会を通じわかりやすい広報・啓発に取り組みます。

施策の方向

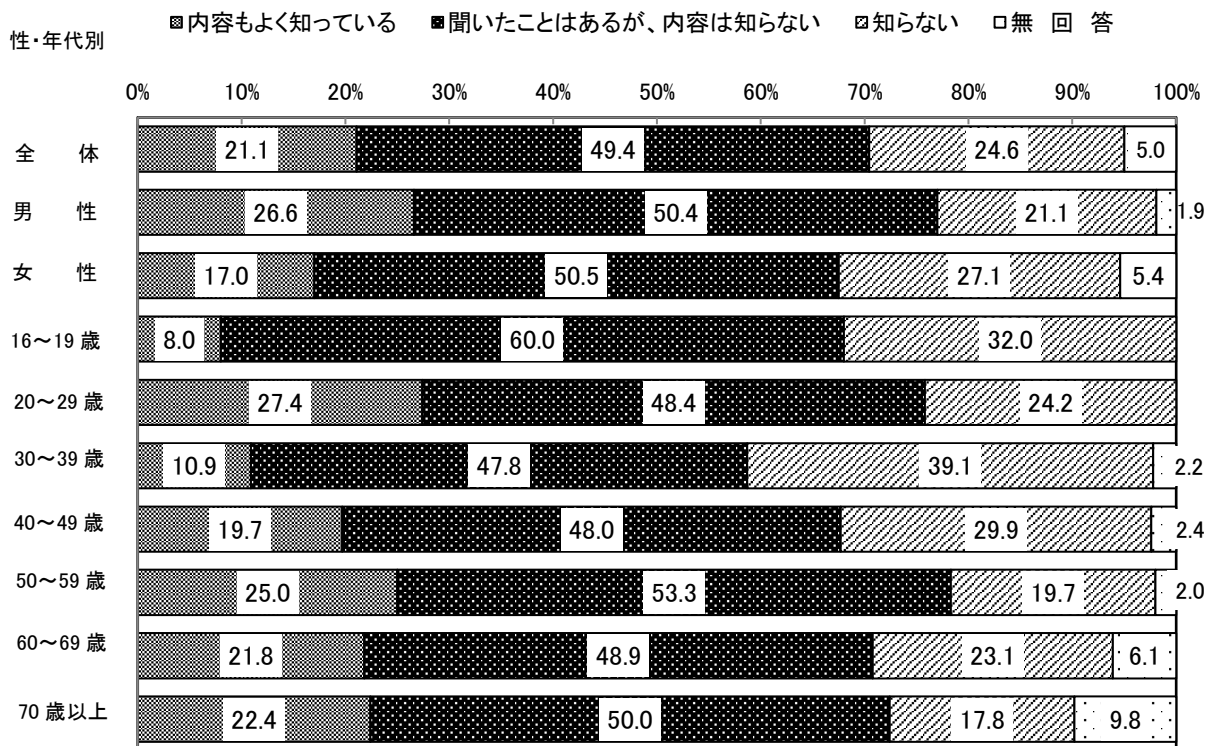
①男女共同参画に関する調査分析・情報の収集・提供

事業No.	【事業名】 主な取組内容	取組内容の 目標値	担当課
1	【町民意識調査の実施】 男女共同参画に関する町民意識を把握するため、定期的に調査を実施します。	計画期間中 ：1回	企画空港課
2	【男女共同参画関連情報の発信】 男女共同参画に関する情報提供のため、広報紙の掲載やホームページの充実を図ります。	広報紙やホームページへの掲載 ：年各3回	企画空港課
3	【書籍・資料等の充実】◆新規◆ 男女共同参画に関する書籍・資料等の収集及び提供に努めます。	図書館ホームページで男女共同参画関連図書を随時紹介	社会文化課 (図書館)

★指標★

指標名	実績値	目標値
	2014年	2023年
町民意識調査において、「男女共同参画社会について内容もよく知っている」人の割合	21.1%	60%

【男女共同参画社会の認知度状況（全体）】



「男女共同参画についての町民意識調査報告書」2014(平成26)年度

【男女共同参画関連用語の認知度状況（男女別）】

単位：％

区 分		内容もよく知っている	聞いたことはあるが内容は知らない	知らない	無回答
男女共同参画社会※6	男	26.6	50.4	21.1	1.9
	女	17.0	50.5	27.1	5.4
男女雇用機会均等法※7	男	49.9	42.7	10.7	1.6
	女	41.1	41.3	12.5	5.2
育児・介護休業法※8	男	40.3	46.8	11.0	1.9
	女	43.2	41.9	8.4	6.5
ジェンダー※9	男	14.5	33.4	49.9	2.2
	女	12.0	31.2	49.5	7.3
セクシュアル・ハラスメント	男	73.7	22.7	2.5	1.1
	女	73.3	17.4	3.9	5.4
ドメスティック・バイオレンス	男	72.9	20.0	5.8	1.4
	女	73.5	15.3	6.5	4.7
デートDV※10	男	27.1	27.4	44.1	1.4
	女	30.3	31.4	32.5	5.8
パワー・ハラスメント	男	67.1	26.8	4.9	1.1
	女	62.6	23.7	8.6	5.2

「男女共同参画についての町民意識調査報告書」2014(平成26)年度

＜注＞「※」については、P37～P38「男女共同参画用語の解説」にて掲載しています。

②あらゆる人々にとっての男女共同参画意識の啓発

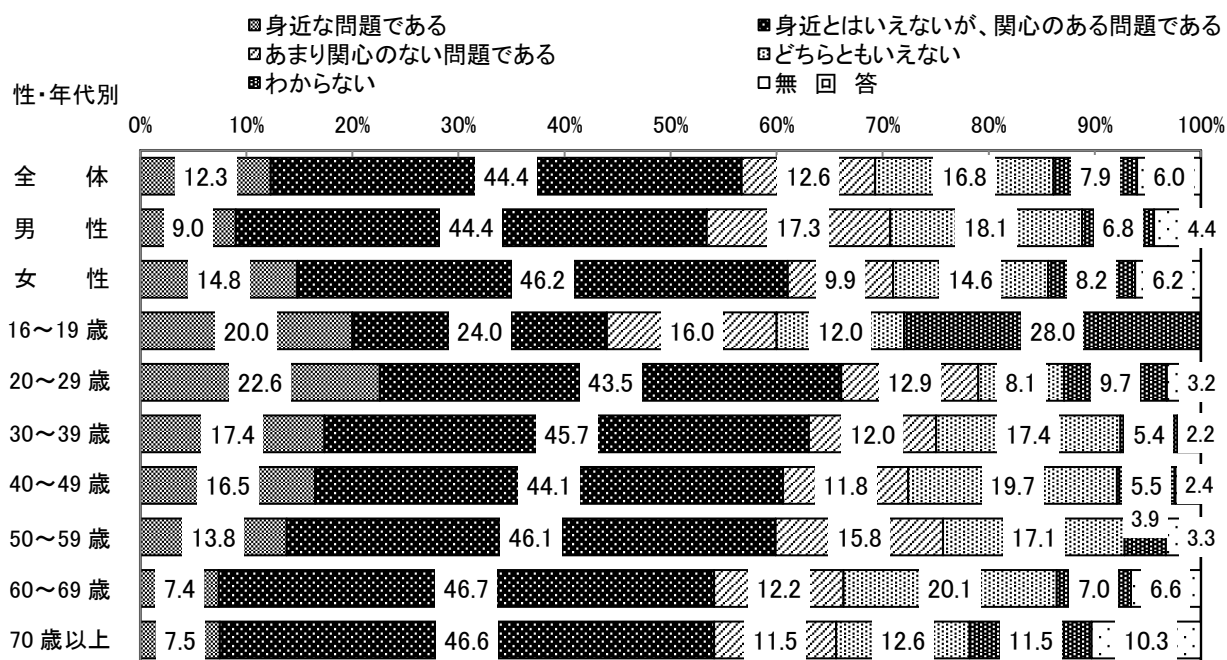
重点

事業No.	【事業名】 主な取組内容	取組内容の 目標値	担当課
4	【男女共同参画に関する講座等の開催】 男女共同参画社会の実現に向けた講座等を開催します。	年1回	企画空港課
5	【町内関係団体への啓発活動の実施】 町内各種団体を対象に、男女共同参画に関する啓発活動を実施します。	年2団体	企画空港課
6	【庁内男女共同参画研修の実施】 町職員を対象とした男女共同参画に関する研修を実施し、意識の向上を目指します。	年1回	企画空港課
7	【企画展の開催】◆新規◆ 「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」期間中における関連図書の企画展を開催します。	年2回	社会文化課 (図書館) 企画空港課 福祉課

★指標★

指標名	実績値	目標値
	2014年	2023年
町民意識調査において、「男女共同参画社会や、あらゆる分野での男女平等の実現は身近な問題である又は身近とはいえないが関心のある問題である」と答えた人の割合	56.7%	70%

【男女共同参画社会などは身近な問題か】



「男女共同参画についての町民意識調査報告書」2014(平成26)年度

基本方針２ あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

人権の尊重は、私たちの社会の基礎となるものであり、男女共同参画社会の実現には不可欠なものです。男女を問わず、すべての人々の人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築いていく必要があります。

DVや虐待、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなど人権を侵害する行為は決して許されるものではありません。あらゆる暴力の防止・根絶に向けて理解を深めるとともに、相談体制の充実や相談窓口の周知を図ります。

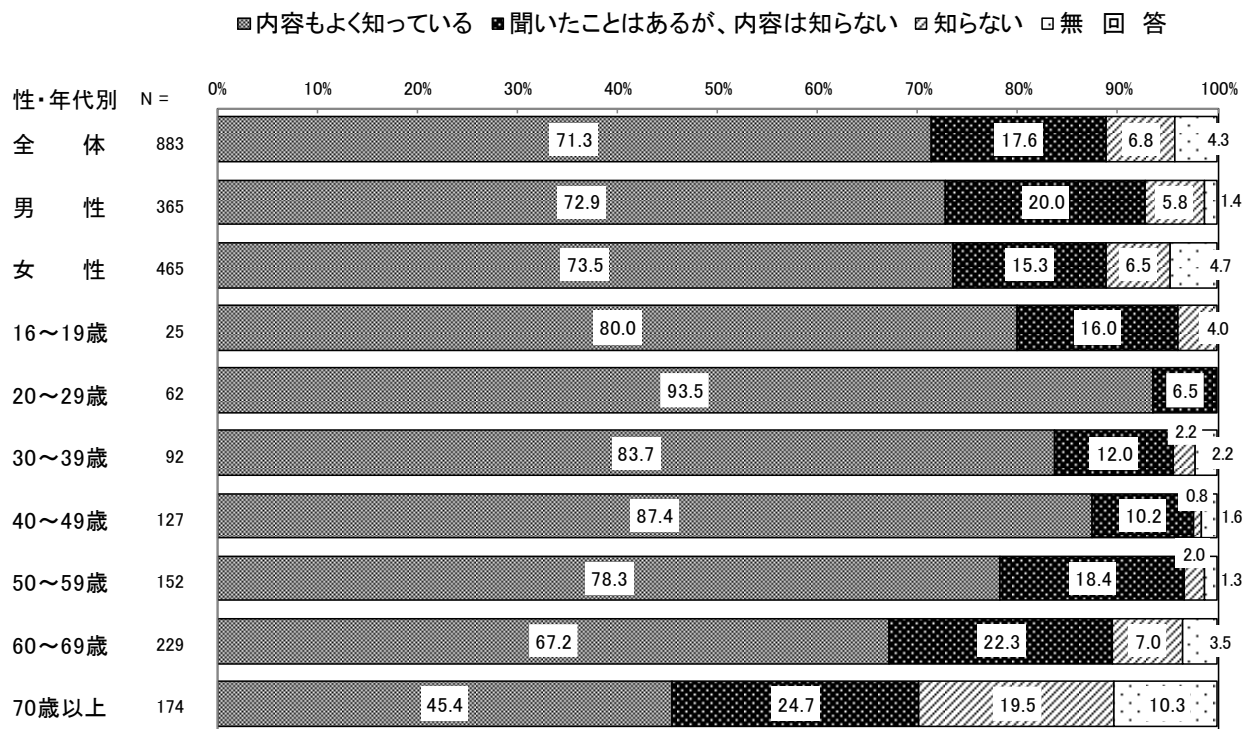
施策の方向**③人権尊重と暴力防止の意識づくり**

事業No.	【事業名】 主な取組内容	取組内容の 目標値	担当課
8	【人権尊重に関する啓発活動の推進】 人権擁護委員と連携し、人権尊重についての広報や啓発に努めます。	広報紙やホームページ等への掲載 ：年各１回 人権啓発活動 ：年１回	住 民 課
9	【DVに関する啓発】 広報紙やホームページ、パンフレット、ポスター等により周知を図ります。	広報紙やホームページ等への掲載 ：年各１回以上	福 祉 課
10	【「女性に対する暴力をなくす運動」期間中におけるDV防止に関する意識啓発】 DVは人権侵害であることを周知するため、「女性に対する暴力をなくす運動」月間にDV防止啓発を行います。	年１回	福 祉 課
【再掲】 7	【企画展の開催】◆新規◆ 「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に関連図書の企画展を開催します。	年２回	社会文化課 (図 書 館) 企画空港課 福 祉 課

★指標★

指 標 名	実績値	目標値
	2014年	2023年
町民意識調査において、「DVについて内容もよく知っている」人の割合	71.3%	80%

【DVの言葉についての認知度状況】



「男女共同参画についての町民意識調査報告書」2014(平成26)年度

④DV・児童虐待等の被害者に向けた相談・支援体制の充実

重点

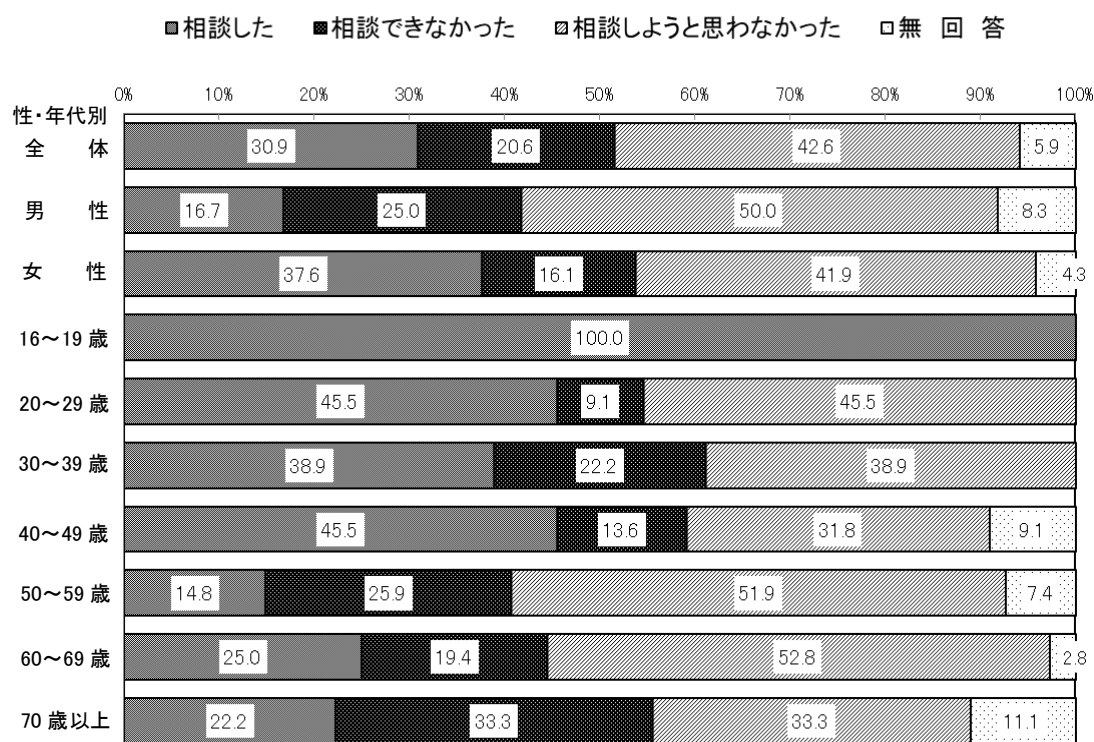
事業No.	【事業名】 主な取組内容	取組内容の 目標値	担当課
1 1	【人権侵害に関する相談窓口の充実】 法務局と連携を図り、人権相談の充実に努めます。	月 2 回	住 民 課
1 2	【DV・児童虐待等相談支援体制の強化】 専門職員を配置し、面前 DV や児童虐待等の相談支援体制の充実を図ります。	こども家庭総合 支援拠点の設置	健康こども課
1 3	【DV に関する相談窓口の充実】 相談窓口を周知するとともに、DV 被害者に利用可能な各種制度等の情報を提供し、問題の解決を図ります。	DV 相談カード 配置枚数 ：年200枚以上	福 祉 課
1 4	【DV 相談職員の相談技術の向上】 国・県関係機関が開催する研修等に積極的に参加し、職員の資質や相談技術の向上を図ります。	DV 等に関する 研修への参加 ：年3回以上	福 祉 課 健康こども課
1 5	【DV 被害者の緊急避難支援】 地域配偶者暴力相談支援センター（健康福祉センター）、女性サポートセンター、警察、母子生活支援施設、中核地域生活支援センター等関係機関との連携を強化し、被害者に適切な支援を行うとともに状況に応じて緊急避難支援を行います。	DV 被害者支援 のための連絡会 議での情報共有 ：年 1 回	福 祉 課
1 6	【生徒指導委員会の実施】 生徒指導委員会を開催し、関係機関と連携して児童・生徒の支援体制の充実を図ります。	年 3 回	教 育 課

★指標★

指 標 名	実績値	目標値
	2014年	2023年
町民意識調査において、「DV 被害者のうち、相談できなかった」人の割合	20.6%	10%以下

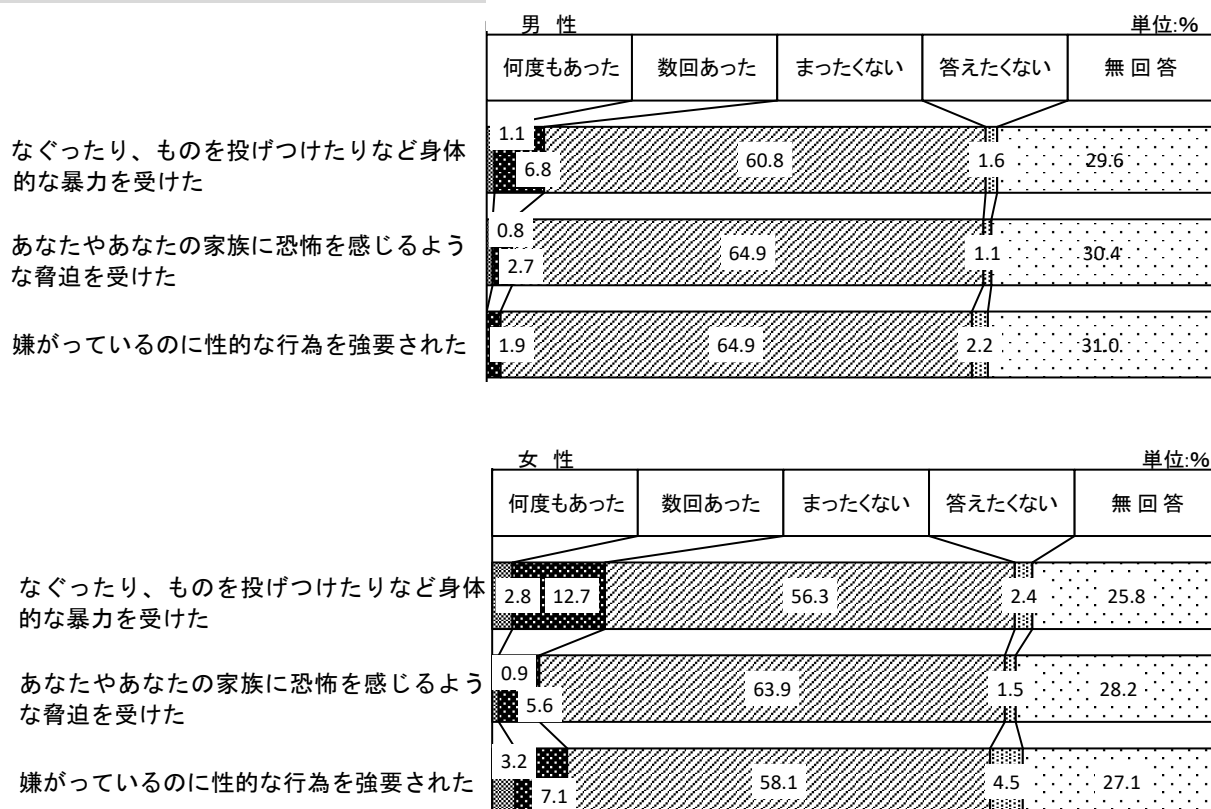
基本目標Ⅰ 一人ひとりの人権が尊重され、男女共同参画社会をめざす環境づくり

【誰かに打ち明けたり、相談したこと】



「男女共同参画についての町民意識調査報告書」2014(平成 26)年度

【配偶者や恋人からされたことがある行為】



「男女共同参画についての町民意識調査報告書」2014(平成 26)年度

【横芝光町のDVに関する相談件数】

(件)

	2014 (H26)年度	2015 (H27)年度	2016 (H28)年度	2017 (H29)年度
相談受理件数	6	6	17	4

「千葉県のDVの状況」の市町村別DV相談受理件数より

⑤セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等防止対策の推進

事業No.	【事業名】 主な取組内容	取組内容の 目標値	担当課
17	【学校におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口の設置】 各小中学校にセクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口を設置し、支援体制の充実を図ります。	年間を通じて 実施	教 育 課
18	【町職員のセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の防止】 町職員を対象に、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の防止に関する情報提供を実施します。	随時提供	総 務 課
19	【働く場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の防止】 働く場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の防止に関する啓発を行います。	広報誌やホームページへの掲載 ：年各2回	産 業 課

★指標★

指 標 名	目標値
【新規調査】 職員向け意識調査において、「職場において、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント等の防止を意識している」職員の割合	100%
【新規調査】 町民意識調査において、「職場において、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント等の防止を意識している」人の割合	100%

基本方針 3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

男女の平等や人権尊重意識を社会全体に浸透させるためには教育の果たす役割は非常に重要です。一人ひとりの個性と能力が尊重され、男女共同参画について正しく理解し、その視点に立った意識を育むことができるよう、男女共同参画に関する教育の充実を図ります。

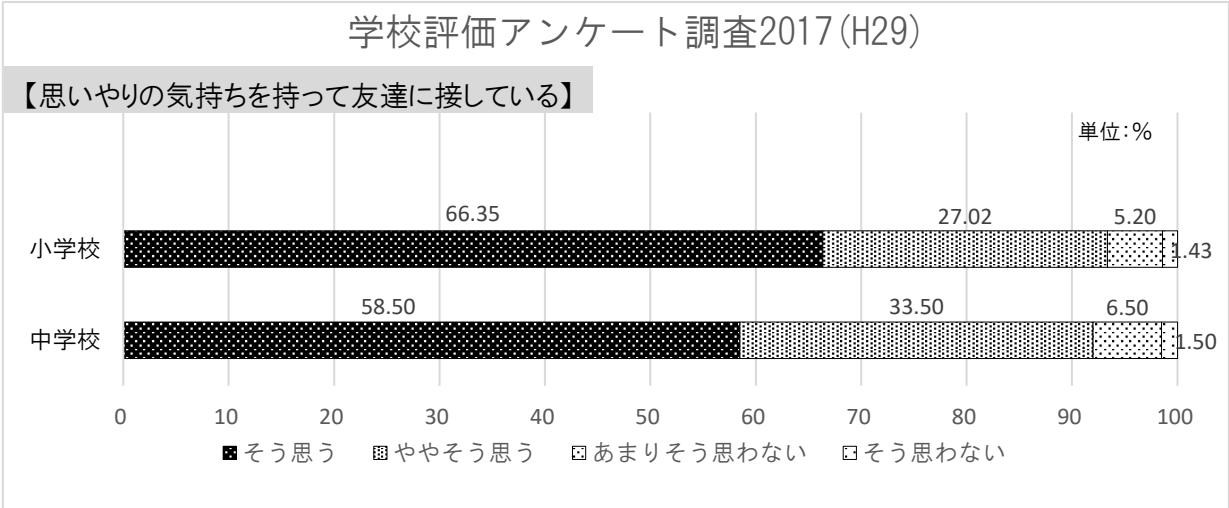
施策の方向

⑥学校教育における男女共同参画・人権教育の推進

事業No.	【事業名】 主な取組内容	取組内容の 目標値	担当課
20	【人権教育・道徳教育の充実】 小中学校において、児童・生徒がお互いを尊重し、個を大切にする意識を醸成します。	年間を通じて実施	教 育 課
21	【個性・能力を活かしたキャリア教育】 興味・関心や個の能力に合わせた職業選択ができるよう、職業体験等を実施します。	小中学校 年1回	教 育 課
22	【教職員への意識啓発】 一人ひとりの個性と能力を育む指導ができるよう、教職員の意識向上を図ります。	小中学校へ指導・助言の実施	教 育 課

★指標★

指 標 名		実績値	目標値
		2017年	2023年
児童・生徒へのアンケート調査において、「思いやりの気持ちを持って友達に接しているかについて、そう思う又はややそう思う」と答えた児童・生徒の割合	小学校	93.37%	98%
	中学校	92.0%	98%

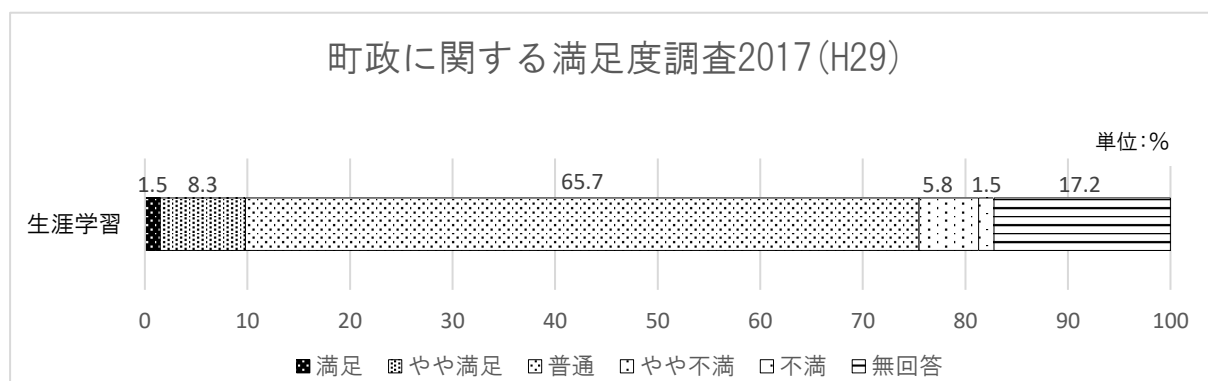


⑦家庭や地域における学習機会の充実

事業No.	【事業名】 主な取組内容	取組内容の 目標値	担当課
23	【生涯学習講座等の開催】 様々な世代を対象に、生きがいや個人の能力を 発揮できる各種講座を開催します。	年3回以上	社会文化課
24	【家庭教育学級の実施】 幼児、小中学校の児童・生徒の保護者を対象 に、男性の育児参加も含め、家庭教育の重要性 を学ぶ学習機会を設けます。	保育所(園)・認定 こども園：年2回 小中学校：年8回	社会文化課
25	【子育て世代を対象とした相談事業の実施】 子育て世代を対象に、家庭教育や子育てに関す る相談窓口の充実を図ります。	週3回	教育課

★指標★

指 標 名	実績値	目標値
	2017年	2023年
住民アンケートにおいて、「生涯学習における町の取り組みについての満足度で、満足又はやや満足」と答えた人の割合	9.8%	20%



第2次総合計画住民アンケート調査報告書より 2017(H29)年3月

現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会における対等な構成員として、ともに責任を担い、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることが必要です。

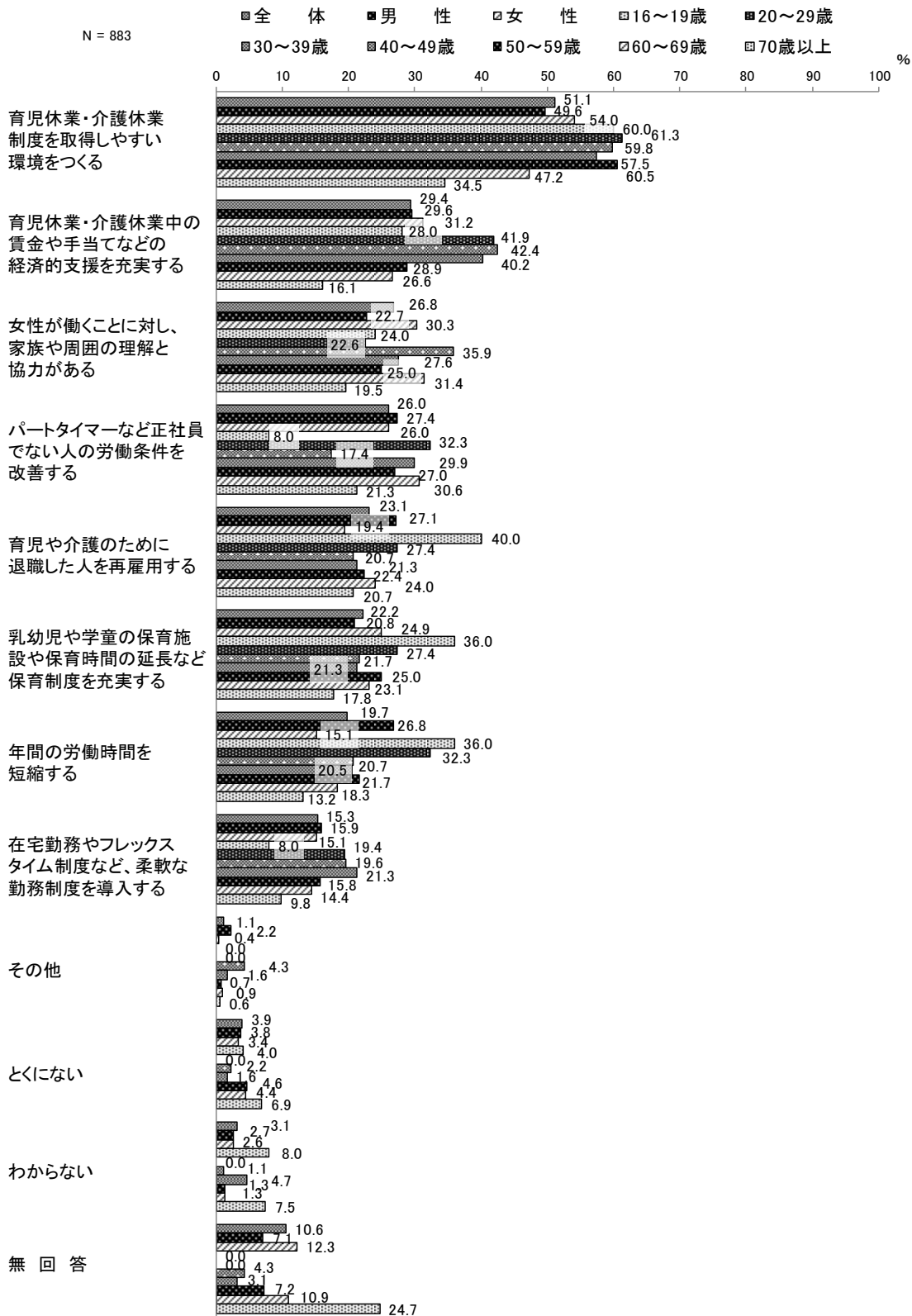
働く場においては、1986（昭和61）年の「男女雇用機会均等法」の施行以来、職域の拡大など女性の進出は進み、女性の活躍を伸ばそうという機運が高まっています。

2015（平成27）年8月に施行された「女性活躍推進法」では、自治体や事業主に対し、女性の活躍推進に向けた「行動計画」を策定し、女性の採用比率や管理職の割合等の数値目標の設定と公表が求められています。今後も引き続き、男女の均等な雇用機会と待遇の確保が図られ、一人ひとりの意欲と能力が発揮できる就業環境の整備・充実を事業者に対し働きかけることが必要です。

また、女性の社会進出が進み、社会の様々な分野で女性が活躍する姿が多くみられるようになり、女性の視点を活かした発想や意見が反映されることが求められています。第1次計画において、審議会委員への女性の登用割合を2018（平成30）年度までに30%とする目標数値を定め登用の促進に努めましたが、2018（平成30）年4月現在15.7%であり、今後もより一層推進していく必要があります。

町民意識調査の結果では、男女がともに活躍するために必要な環境整備について、「育児休業・介護休業制度を取得しやすい環境づくり」が51.1%と半数を上回っており、次いで「育児休業・介護休業中の賃金や手当などの経済的支援の充実」となっています。就業と育児や介護を継続していくには、仕事と育児・介護の両立支援に取り組むことが求められています。

【男女がともに仕事と家庭を両立していくためには、どのような環境整備が必要か】



「男女共同参画についての町民意識調査報告書」

2014(平成 26)年度

基本方針 4 政策・方針決定過程への女性の参画促進

男女の多様な意見や考えを積極的に町政に反映させるため、審議会等への女性委員の登用を推進します。

町では、「女性活躍推進法」に基づく特定事業主行動計画に基づき、女性職員の個性と能力が十分に発揮できる職場環境づくりに取り組み、意欲と能力のある女性の管理職への登用を進めます。また、町内事業所に対しても女性の採用や管理職への登用が生産性につながるなど、先進事例の紹介を通じて理解を深め、皆がともに能力を十分に発揮できる環境づくりを促進します。

施策の方向**⑧町政における女性の参画促進****重点**

事業No.	【事業名】 主な取組内容	取組内容の 目標値	担当課
26	【審議会等への女性委員登用の促進】 審議会や委員会等における女性委員の登用向上に向け、庁内関係各課へ働きかけます。	庁内周知の実施 ：年1回	企画空港課
27	【女性管理職の登用促進】 「横芝光町特定事業主行動計画」に基づき、関係機関が開催する女性リーダーに求められる能力や役割を学ぶ研修への参加を呼びかけ、個人の資質や特性に応じて意欲と能力のある女性の積極的登用を図ります。	研修への参加 ：年2人	総務課

★指標★

指標名	実績値	目標値
	2018年	2023年
審議会等における女性委員の割合	15.7%	30%
女性管理職員（行政職）の割合	11.9%	15%

◎事業所や各種団体における女性の参画促進

事業No.	【事業名】 主な取組内容	取組内容の 目標値	担当課
28	【男女共同参画推進賛同事業所の紹介】 事業所における女性の職域拡大、ワーク・ライフ・バランス支援等、積極的に取り組む事業所を町の広報紙やホームページで広く紹介します。	年間3社以上	企画空港課
29	【町内事業所に対する情報提供の実施】 商工会等の関係機関と連携し、事業所に対して男女共同参画関連情報や、女性の参画促進につながる情報提供を行います。	年1回	企画空港課

★指標★

指標名	実績値	目標値
	2017年	2023年
男女共同参画推進賛同事業所	3社	20社

基本方針5 労働環境における男女共同参画の促進

採用や賃金・給与、昇進・昇格等の面など、働く場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保を進めるため、商工会やハローワークなどの関係機関と連携しながら、事業主への啓発や働きかけを推進します。

また、自営業に従事する女性が実質的な担い手として十分に評価されるよう、就業条件の整備や男女のパートナーシップの確立について働きかけていきます。

施策の方向**⑩働く場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保**

事業No.	【事業名】 主な取組内容	取組内容の 目標値	担当課
【再掲】 19	【働く場におけるセクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の防止】 働く場におけるセクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の防止に関する啓発を行います。	広報誌・ホームページへの掲載 ：年各2回	産業課
【再掲】 29	【町内事業所に対する情報提供の実施】 商工会等の関係機関と連携し、事業所に対して男女共同参画関連情報や、女性の参画促進につながる情報提供を行います。	年1回	企画空港課
30	【家族経営協定 ^{*11} の締結促進】 補助事業や認定農業者の申請の際に家族経営協定に関する情報を提供します。	年8回	産業課
31	【就労支援情報等の提供】 就労支援に関する情報提供や職業能力向上支援に関する情報を提供します。	年10件	産業課

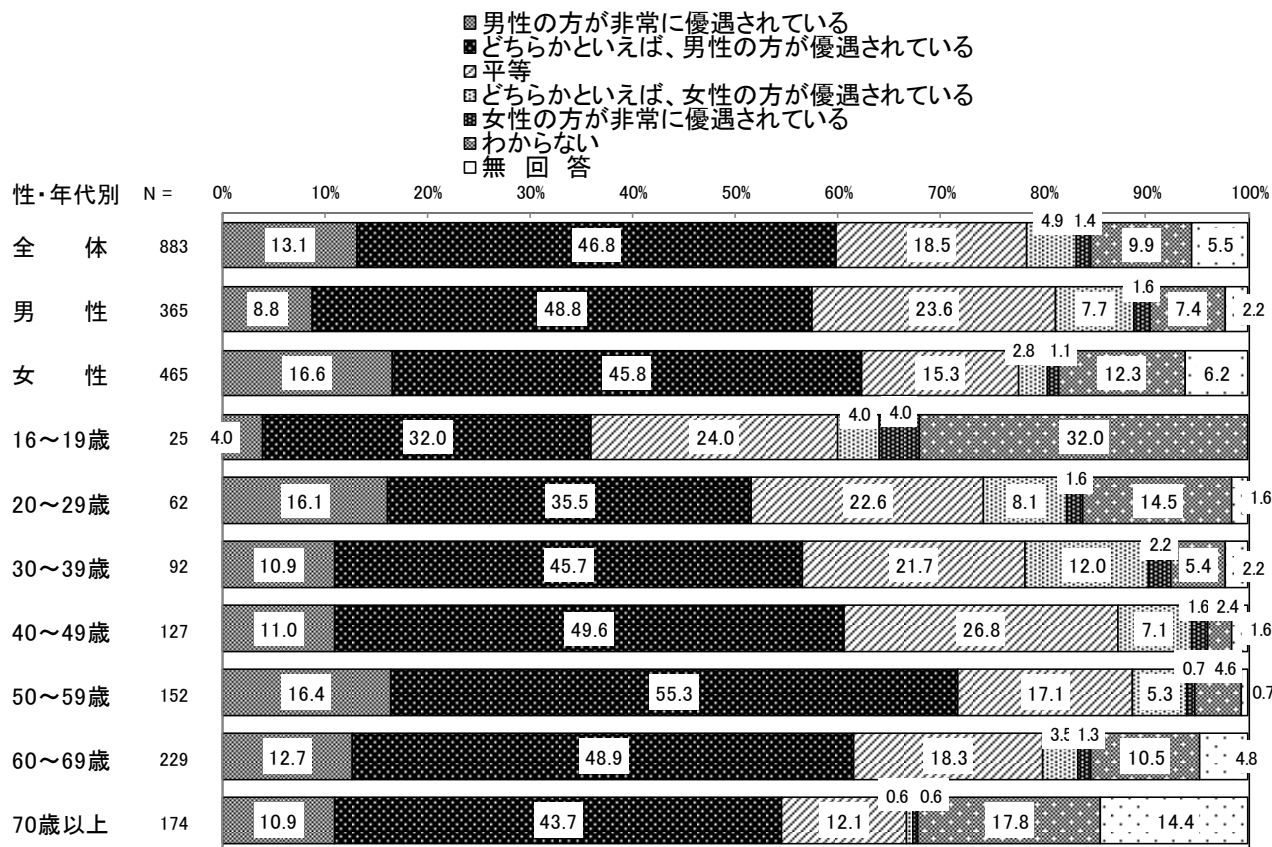
★指標★

指標名	実績値	目標値
	2014年	2023年
町民意識調査において、「職場における男女の地位の平等感について、平等」と答えた人の割合	18.5%	30%

＜注＞「※」については、P37～P38「男女共同参画用語の解説」にて掲載しています。

基本目標Ⅱ あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

【職場における男女の地位の平等感】



「男女共同参画についての町民意識調査報告書」2014(平成 26)年度

基本目標Ⅱ あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

⑪自営業における女性の経営参画の促進

事業No.	【事業名】 主な取組内容	取組内容の 目標値	担当課
32	【起業に関する情報提供と支援】 商工会と連携し起業を検討している方への情報提供や「創業塾」開催などの支援を行います。	年8回	産業課
33	【女性認定農業者・女性農業士等の女性リーダーの育成】 女性の後継者や新規就農者に対して認定を働きかけるとともに、法人化された団体等における女性役員の積極的な登用を推進します。	年2回	産業課

★指標★

指標名		目標値	
創業支援対象者数		年5件	
指標名		実績値	目標値
		2018年	2023年
女性認定農業者及び女性農業士の 認定総数	女性農業士	1人	3人
	女性認定農業者	12人	15人

基本方針6 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進

誰もが自らの希望に応じた働き方を選択し、仕事と家庭や地域生活との両立ができるよう、事業主や雇用者に対するワーク・ライフ・バランスの意識啓発に努め、働きながら安心して子を産み育てることや家族の介護ができるよう、多様なニーズに対応する保育・療育・介護サービスの充実を図ります。

また、少子高齢化が進む中、社会の変化とともに地域活動の様相も大きく変わってきています。あらゆる世代が積極的にかつ対等に参加し、豊かな地域づくりを進められるよう地域活動と社会参加を促進していきます。

施策の方向

⑫仕事と育児・介護等の両立支援の充実

重点

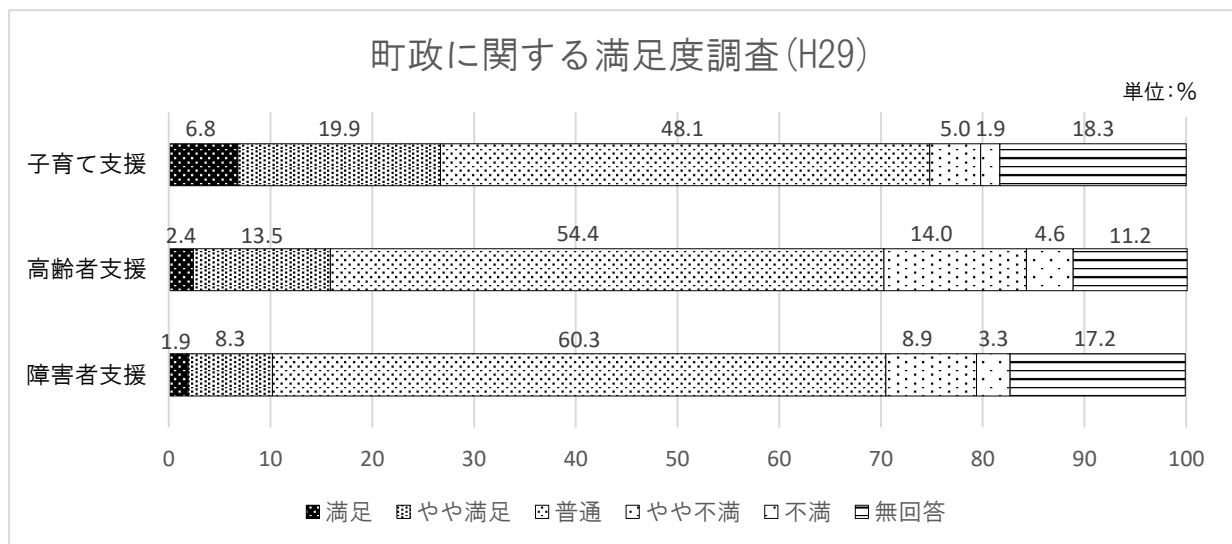
事業No.	【事業名】 主な取組内容	取組内容の 目標値	担当課
34	【保育サービスの充実】 保護者が安心して働くことができるよう、一時預かり・延長保育・病児保育の充実を図り、仕事と子育ての両立を支援します。	保育所（園）及び 認定こども園に おける 一時預かり実施数 ：1 か所 延長保育実施数 ：4 か所 病児保育実施数 ：1 か所	健康こども課
35	【児童クラブの充実】 小学4年生までの受け入れから5・6年生までの受け入れ拡大の検討をします。	町内5か所	健康こども課
36	【育児・介護休業制度等の周知】 町内事業所に対し、育児・介護休業制度等の各種休業制度に関する情報を提供します。	広報紙やホームページへの掲載 ：年各3回	産業課
37	【介護サービス関連情報提供の充実】 地域包括支援センターの機能強化を推進し、男女がともに介護を担うことができるように適切な相談体制及び情報提供を行います。	職員数 ：1名増員	福祉課
38	【認知症総合支援（認知症サポーター養成講座の開催）】 認知症の正しい知識の普及・啓発を図るとともに地域での支え合い、温かい見守り体制づくりを進めます。	講座開催数 ：年3回	福祉課
39	【児童発達支援センターの整備】◆新規◆ 児童発達支援センターを整備し、地域の実情に応じた療育支援体制の強化を図ります。	1か所設置	福祉課

基本目標Ⅱ あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

40	【障害のある子どもの療育支援体制の充実】 「香取海匠地域療育システムづくり検討会」を活用し、障害のある児童等の地域生活支援の促進を図ります また、療育支援及び移行期の関係機関との連携を円滑に行うため、療育支援コーディネーターを増員して配置します。	療育支援コーディネーター配置 ：年2名	福祉課
41	【障害のある子どもの放課後等の居場所づくり】 放課後等デイサービスの施設において、学齢期の児童に対し、放課後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を提供します。		福祉課

★指標★

指標名		実績値	目標値
		2017年	2023年
住民アンケートにおいて、「子育て支援、高齢者支援および障害者支援における町の取り組みについての満足度で、満足又はやや満足」と答えた人の割合	子育て支援	26.7%	35%
	高齢者支援	15.9%	25%
	障害者支援	10.2%	20%



第2次総合計画住民アンケート調査報告書より 2017(H29)年3月

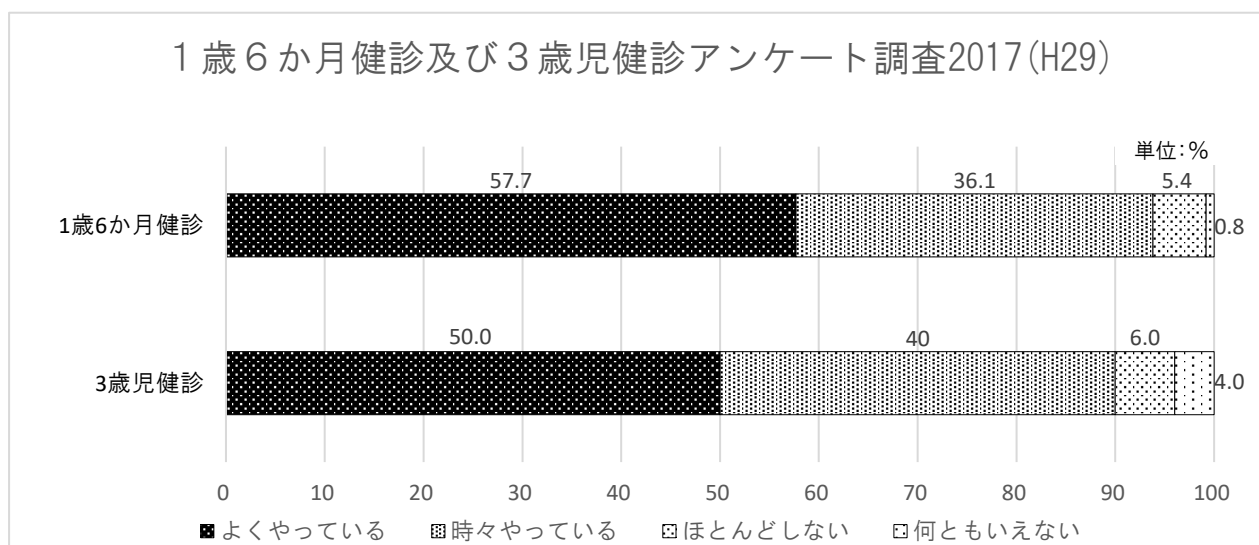
⑬ワーク・ライフ・バランスの普及促進

重点

事業No.	【事業名】 主な取組内容	取組内容の 目標値	担当課
42	【町内事業所を対象としたワーク・ライフ・バランスに関する啓発活動の実施】 働く場におけるワーク・ライフ・バランスに関する意識向上に向けて啓発活動を実施します。	年 10 社	企画空港課
43	【事業主に向けた各種制度等の周知】 事業主に向けて各種制度に関する情報提供を行います。	広報紙やホームページへの掲載 ：年各 3 回	産 業 課
44	【ワーク・ライフ・バランスに関する周知】 商工会等と連携し、事業主に向けてワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供し働きかけます。	年 1 回	産 業 課
45	【子育て世代を対象としたワーク・ライフ・バランスに関する啓発活動の実施】 パパママ教室において、参加者のワーク・ライフ・バランスに関する意識向上に向けて啓発活動を実施します。	年 3 回	企画空港課
46	【男性の育児参加のための学習機会の提供】 母子健康手帳交付時の父子手帳交付によるパートナーへの周知及びパパママ教室への参加を呼びかけます。	父子健康手帳交付時における周知 ：100%	健康こども課
47	【町職員へのワーク・ライフ・バランス意識の普及】 町職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランス意識を持ち、充実した仕事と生活が送れるよう、積極的に働きかけます。	庁内管理職員への啓発 ：年 1 回	総 務 課

★指標★

指 標 名		実績値	目標値
		2017年	2023年
1 歳 6 か月及び 3 歳児健診時のアンケート調査において、「父親の育児参加について、よくやっている」と答えた人の割合	1 歳 6 か月	57.7%	60%
	3 歳	50.0%	60%
【再掲】 男女共同参画推進賛同企業		3 社	20 社



「健やか親子 21」アンケート調査結果より 2017(H29)年度

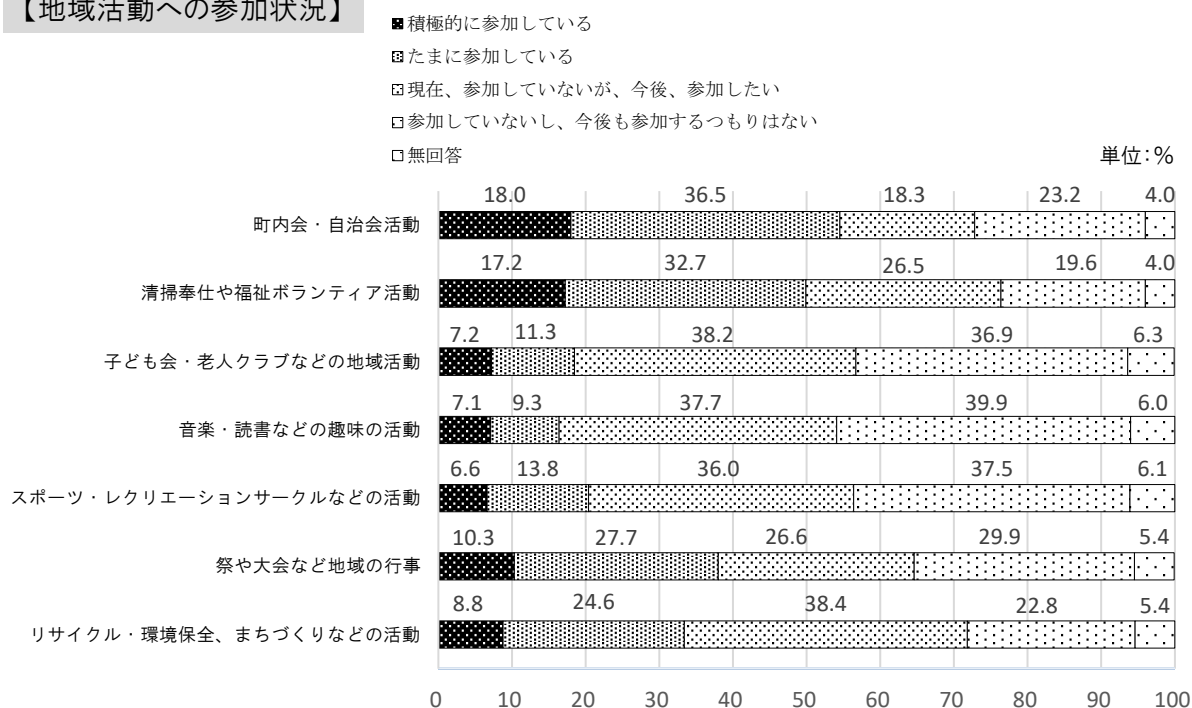
⑭地域活動における男女共同参画の促進

事業No.	【事業名】 主な取組内容	取組内容の 目標値	担当課
48	【男女共同参画による地域コミュニティ活動団体への支援】 地域の多様な課題解決を目的とした自主的な住民活動に対し、費用の一部を補助し支援します。	コミュニティ活動育成事業補助金団体：5団体	企画空港課
49	【保健推進員活動の充実】 保健推進員の育成に努め、充実した地域活動への参画を推進していきます。	研修会：年5回	健康こども課
50	【ボランティア活動の強化と促進】 地域活動に参画する機会を充実させるため、ボランティア会員の増員を目指すとともに活動の強化を図ります。	ボランティア養成講座：年3回	福祉課 (社会福祉協議会)
51	【地域活動の紹介や広報啓発の実施】 地域活動への参画を推進するため、広報紙やホームページ等により活動の情報を提供し、周知を図ります。	広報紙やホームページへの掲載：年各3回	福祉課 (社会福祉協議会)
52	【シニア世代の地域活動と社会参加の促進】 シニア世代の能力と経験を活かした社会参加組織である生き生きクラブ等への活動支援を行います。	年間活動状況の把握および支援：42組織	福祉課 (社会福祉協議会)

★指標★

指 標 名		実績値	目標値
		2014年	2023年
町民意識調査において、「地域でのコミュニティ活動について、積極的に参加している」人の割合	町内会・自治会活動	18.0%	30%
	清掃奉仕や福祉ボランティア活動	17.2%	30%
	子ども会・老人クラブなどの地域活動	7.2%	20%
	音楽・読書などの趣味活動	7.1%	20%
	スポーツ・レクリエーションサークルなどの活動	6.6%	15%
	祭や大会など地域の行事	10.3%	20%
	リサイクル・環境保護・まちづくりなどの活動	8.8%	20%

【地域活動への参加状況】



現状と課題

男女が、それぞれの身体的特徴について理解を深め、生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の実現を進める前提となります。特に女性は、妊娠・出産や男性とは異なる健康上の問題に直面することがあるため、その健康づくりを支援し、安心して子供を産み育てていくことができる環境づくりが必要です。また、誰もが生涯にわたり、心身ともに健康に暮らせるよう、支援していくことが必要です。

ひとり親家庭では、仕事・家事・育児等すべてを一人で担うことが多く、日常生活を送る中で経済的・身体的・心理的に負担が大きくなっています。ひとり親家庭の自立を支えながら、その家庭のこども達の健全な成長を支援する取り組みが必要です。

また、少子高齢化で急速な人口減少が進む中、ひとり暮らしの高齢者が増加し、人間関係の希薄化を背景に地域での孤立が心配されます。住み慣れた地域で、健康に自分らしく生活できるよう、きめ細かい支援を行う必要があります。

近年、日本の各地では、自然災害が発生しており地域住民の防災意識は高まっています。2011（平成 23）年の東日本大震災などの災害時においては、避難所や災害用備品において男女間のニーズの違いや、高齢者や障害者、乳幼児のいる女性など支援を要する人への配慮の必要性が取り上げられました。そのため、避難所運営において女性の視点を活かした取り組みや防災体制の整備を進め、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を進めることも求められています。

基本方針 7 生涯にわたる健康支援

誰もが生涯にわたり心身ともに健康的な生活が送れるように、健康に関する知識や情報の提供、疾病予防などに総合的に取り組みます。

また、女性の妊娠・出産期における継続した母子保健サービスの充実と、さらに子育て期までの一貫した健康づくりを支援します。

施策の方向

⑮生涯を通じた心身の健康保持・増進への支援

事業No.	【事業名】 主な取組内容	取組内容の 目標値	担当課
53	【思春期教育の実施】 中学生の心身の健康増進を図るため、思春期教育を実施します。	中学校 ：年1回	社会文化課 健康こども課
54	【受動喫煙防止教育の実施】 小学生の将来の健康増進を図るため、受動喫煙防止教育を実施します。	小学校 ：年1回	社会文化課 健康こども課
55	【特定健診事業の充実】 40歳から74歳までの国保被保険者を対象に、メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少を図るため、特定健診を充実します。	個別健診の受入れ ：1機関増 協力連携機関 ：1団体増	住 民 課 健康こども課
56	【がん検診事業の充実】 がんの予防及び早期発見・早期治療につなげるため、がん検診の実施を充実させ、町民の健康増進を図ります。	がん検診普及啓発 ：年40回以上	健康こども課
57	【元気☆はつらつ運動教室の開催】 高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。	月2回実施	福 祉 課

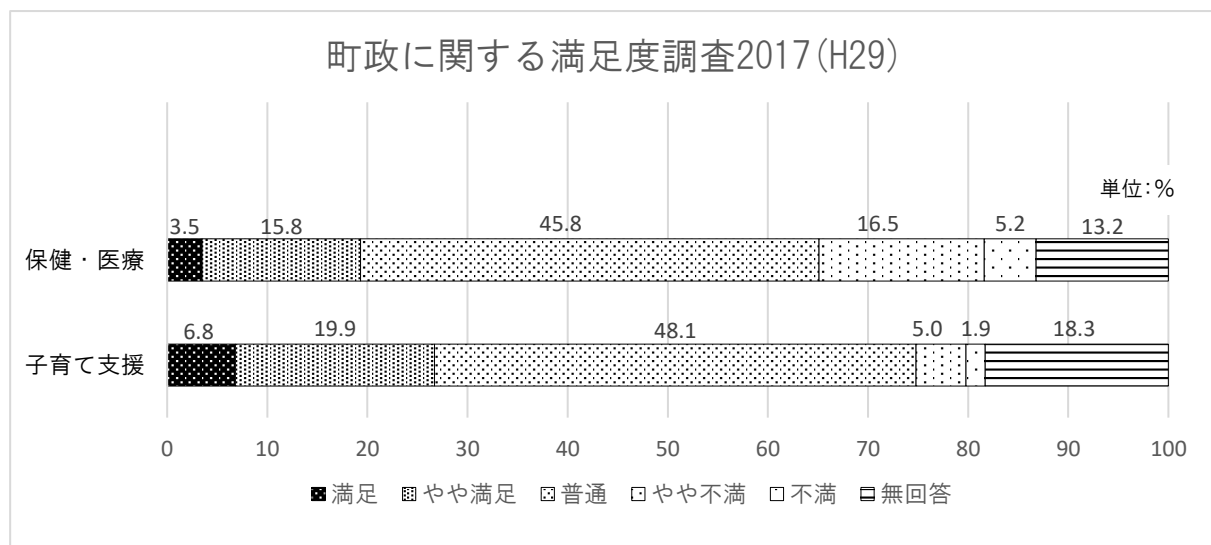
⑩妊娠・出産期における女性への健康支援

重点

事業No.	【事業名】 主な取組内容	取組内容の 目標値	担当課
58	【子育て世代包括支援センターの開設】◆新規◆ 妊娠・出産・産後・子育てに関する様々な相談 や切れ目のない支援の充実を図ります。	1 か所	健康こども課
59	【妊娠・出産・子育て期の働く女性を支援する制 度の周知及び母子の健康管理の実施】 母子健康手帳交付時に個別面接を実施し、母子 の健康相談及び支援を行うとともに、働く女性 のための各種支援制度の周知を図ります。	母子健康手帳交 付時における母 子の個別面接実 施割合 ：100%	健康こども課
60	【特定不妊治療助成事業活用の周知】 不妊治療を必要とする夫婦の経済的負担軽減を 図るために、特定不妊治療助成制度について周 知し、対象者への支援を行います。	ホームページへの掲載 ：年 1 回 県との情報連携 ：年 1 回	健康こども課

★指標★

指 標 名		実績値	目標値
		2017年	2023年
住民アンケートにおいて、「保健・医療及 び子育て支援における町の取り組みについ ての満足度で、満足又はやや満足」と答え た人の割合	保健・医療	19.3%	30%
	子育て支援	26.7%	35%



第2次総合計画住民アンケート調査報告書より 2017(H29)年 3月

基本方針 8 誰もが安心していきいきと暮らせる環境の整備

誰もが生活している中で生きづらさを感じることがなく、多様な生き方を認め合う意識を醸成するとともに、安心して暮らせるよう、相談体制をはじめ各種支援のための取り組みを充実します。そして、高齢者や障害者とその家族等が、男女を問わず地域で安心して暮らせるよう、地域や支援機関などと連携し、環境の整備を図ります。

ひとり親家庭には、安定した生活と経済的・身体的・心理的な自立を促進するための支援の充実を図ります。

防災対策を促進するにあたっては、女性の視点やニーズを活かした防災体制の整備を図るため、防災の担い手として女性を位置づけ、防災分野における男女共同参画を促進します。

施策の方向

⑰高齢者や障害者が安心して暮らせる環境づくり

事業No.	【事業名】 主な取組内容	取組内容の 目標値	担当課
【再掲】 37	【介護サービス関連情報提供の充実】 地域包括支援センターの機能強化を推進し、男女がともに介護を担うことができるように適切な相談体制及び情報提供を行います。	職員数 ：1名増員	福祉課
【再掲】 57	【元気☆はつらつ運動教室の開催】 高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。	月2回実施	福祉課
61	【基幹相談支援センターの設置】◆新規◆ 障害のある人からの相談に対し、きめ細やかな対応ができるよう、専門職を配置した基幹相談支援センターを設置するとともに、山武地域内で情報連携を行い、広域間支援体制を構築します。	基幹相談支援センターの開設 ：1か所	福祉課
62	【就労・社会参加機会の充実】 障害のある人の就労を支援するため、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、福祉関係機関との連携強化を図り、相談や情報提供を通して、一般就労や福祉的就労等の機会の充実を図ります。	山武圏域自立支援協議会就労部会への参加 ：年6回	福祉課

★指標★

指 標 名		実績値	目標値
		2017年	2023年
【再掲】 住民アンケートにおいて、「高齢者支援及び障害者支援における町の取り組みについての満足度で、満足又はやや満足」と答えた人の割合	高齢者支援	15.9%	25%
	障害者支援	10.2%	20%

⑩ひとり親家庭等の自立支援

事業No.	【事業名】 主な取組内容	取組内容の 目標値	担当課
63	【ひとり親家庭に対する就労支援】 ハローワーク千葉と連携して、就労支援に関する臨時相談窓口を開設するなど、相談機会を設けます。	年1回以上	健康こども課
64	【ひとり親家庭等に対する医療費等の助成】 ひとり親家庭の親と児童及び父母のない児童の医療費の一部を助成します。	受給資格者のうち更新届出件数の割合：95%	健康こども課
65	【児童扶養手当の支給】 児童を看護しているひとり親家庭または父母に代わって、児童を養育している家庭に対して児童扶養手当を支給し、生活の安定を図ります。	現況届出件数の割合：90%	健康こども課

★指標★

指 標 名		実績値	目標値
		2017年	2023年
【再掲】 住民アンケートにおいて、「保健・医療及び子育て支援における町の取り組みについての満足度で、満足又はやや満足」と答えた人の割合	保健・医療	19.3%	30%
	子育て支援	26.7%	35%

＜注＞「★指標★」の関連グラフは、P24 及び P30 に掲載しています。

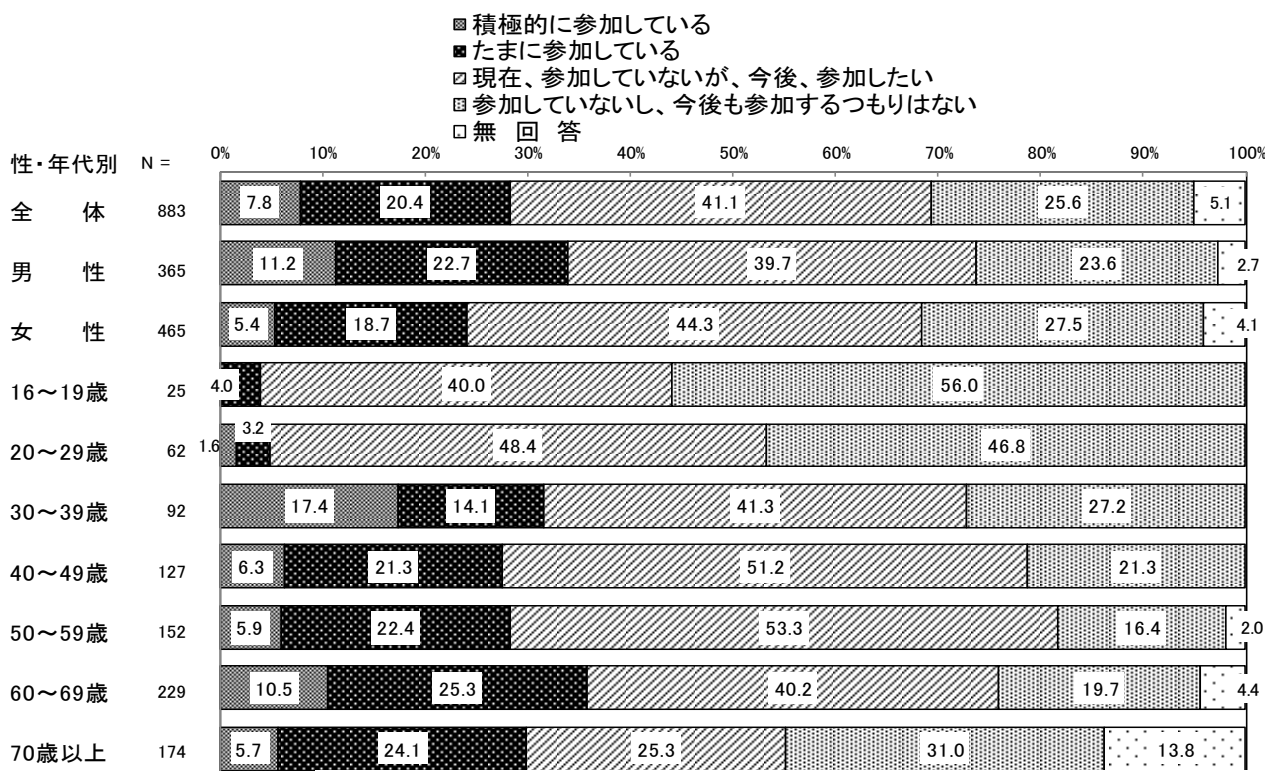
⑨防災分野における男女共同参画の視点を活かした対策の促進

事業No.	【事業名】 主な取組内容	取組内容の 目標値	担当課
66	【避難所運営における男女共同参画の促進】◆新規◆ 避難所における女性の視点を取り入れた運営を構築するため、町女性職員の参画を図り、協議及び訓練を実施するとともに、地域の防災組織における女性の参画を促進します。	年1回	環境防災課
67	【防災分野への女性の参画促進】 地域防災計画の改定等において、内容を審議する防災会議委員のうち、女性委員の登用拡充を図ります。	防災分野における女性人材の発掘（随時）	環境防災課

★指標★

指標名	実績値	目標値
	2014年	2023年
町民意識調査において、「防災・防犯などの地域活動に積極的に参加している又はたまに参加している」女性の割合	24.1%	30%
指標名	実績値	目標値
	2018年	2023年
地域防災会議における女性委員の割合	11.1%	30%

【防災・防犯などの地域活動への参加状況】



「男女共同参画についての町民意識調査報告書」2014(平成26年度)

現状と課題

今日まで、男女共同参画に係る問題の共有や施策の連携が行われてきませんでした。この計画を推進していくためには、町民、事業所、各種団体、行政が連携して広く地域社会において取り組む必要があります。

町民・事業所・各種団体等の幅広い理解と協力のもと、男女共同参画施策について継続的に普及啓発を図るとともに、施策を進めていくうえで意見や情報交換を行い、国や県、近隣市町とも連携しながら各種施策を推進していきます。

基本方針 9 推進体制の充実

男女共同参画社会の実現は、行政の取組だけでは達成できるものではありません。町民をはじめ、より多くの事業者・団体等との連携や協働により本計画の取組を推進していきます。

本計画に基づく男女共同参画社会を実現するための課題は、広範な分野にわたるため、計画の推進にあたっては、庁内各担当課委員で構成される「男女共同参画検討委員会」で、施策の推進や進捗管理、情報交換を行います。

また、学識経験者や町民等から構成される「横芝光町男女共同参画推進会議」を設置し、計画の進捗状況や施策のあり方等について意見を聴取し、施策の評価・充実に努めます。

さらに、国や県、近隣市町等の取組の動向を十分に踏まえ、より効果的な展開が図れるよう取り組んでいく必要があり、連携して本計画を推進していきます。

施策の方向

⑩庁内推進体制の強化

事業No.	【事業名】 主な取組内容	取組内容の 目標値	担当課
68	【庁内推進組織の役割強化】 町内の各関係部署との横断的な連携を図るため、計画検討委員会を開催します。	年2回	企画空港課
69	【計画の進捗管理】 毎年度計画に位置づけた各事業の取組状況を把握し、横芝光町男女共同参画推進会議へ報告します。	年1回	企画空港課

②① 町民や企業・団体との連携

事業No.	【事業名】 主な取組内容	取組内容の 目標値	担当課
【再掲】 29	【町内事業所に対する情報提供の実施】 商工会等の関係機関と連携し、事業所に対して男女共同参画関連情報や、女性の参画促進につながる情報提供を行います。	年1回	企画空港課
70	【町内事業所へのアンケート調査と情報共有】 働く場における女性活躍推進を促進するため、定期的な事業所へのアンケート調査の実施と情報提供を行い、共有・連携を図ります。	大規模調査 (計画期間中) ：1回 小規模調査 ：年1回	企画空港課
71	【男女共同参画推進会議への町民参画】 委員の登用にあたっては、各団体の推薦委員に加え、若い世代の参画を促進し、多様な意見の聴取に努めます。	任期に併せて公募により実施	企画空港課

②② 国・県・近隣市町等との連携

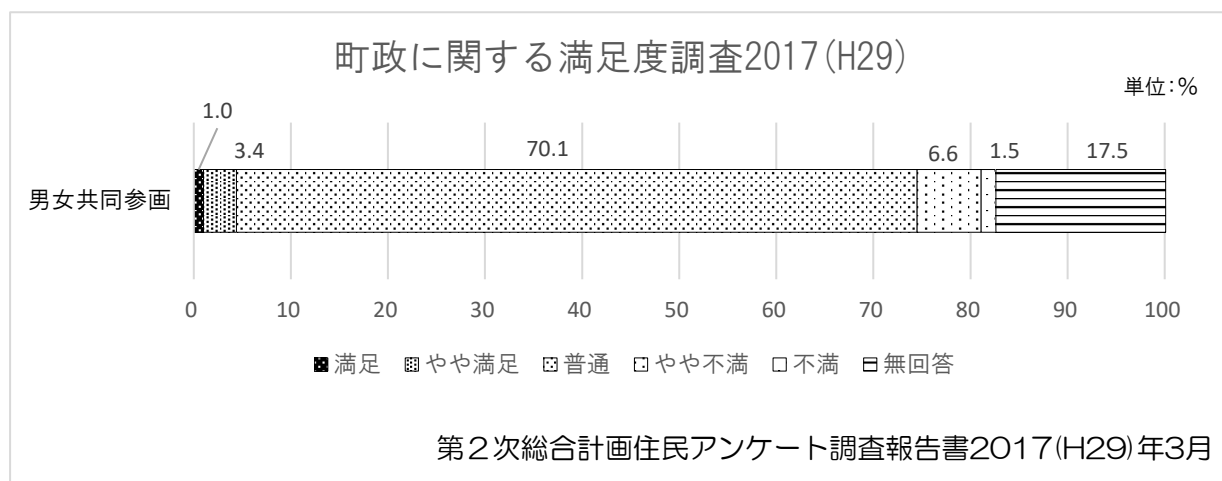
事業No.	【事業名】 主な取組内容	取組内容の 目標値	担当課
72	【国・県との連携】 国や県の実施事業を活用し、計画施策の実施に取り組みます。また、会議や研修会へ参加し、情報交換に努め、協力・連携を図ります。	国・県が開催する研修会への参加 ：年2回	企画空港課
73	【他市町村との連携】 ちば男女共同参画行政担当者連絡会議等において、他市町村との情報交換を行い、より効果的な施策を展開します。	ちば男女共同参画行政担当者連絡会議への参加 ：年1回	企画空港課
74	【千葉県男女共同参画地域推進員 ^{※12} との連携】 千葉県男女共同参画地域推進委員会を中心として地域における啓発活動を促進し、近隣市町との連携による共同事業を実施します。	千葉県男女共同参画地域推進員会議事業 ：年2回	企画空港課

＜注＞「※」については、P38「男女共同参画用語の解説」にて掲載しています。

基本目標Ⅳ 計画の推進

★指標★

指 標 名	実績値	目標値
	2017年	2023年
町民アンケートにおいて、「男女共同参画施策における町の取り組みについての満足度で、満足又はやや満足」と答えた人の割合	4.4%	15%



資料

男女共同参画用語の解説

※No.	用 語	解 説
※1 P 2	ドメスティック・バイオレンス（DV）	配偶者・パートナー関係にある、又はあった者から振るわれる暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。
※2 P 3	ワーク・ライフ・バランス	仕事と仕事以外の生活（家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など）が、希望するバランスで展開できる状態。「仕事の充実」と「仕事以外の充実」のバランスが保たれると、好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出するため、その基盤として極めて重要とされる。
※3 P 5	固定的役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という理由として、役割を固定的に分ける考えのこと。
※4 P 5	セクシュアル・ハラスメント	「性的嫌がらせ」をいう。相手側の意に反した性的な性質の言動のことで、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、多くの人の目に触れる場へのわいせつな写真の掲示など様々なものが含まれる。特に雇用の場においては、これにより就業環境を著しく悪化させることがある。また、単に雇用関係にある者のみならず、施設における職員とその利用者の間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こりうる。
※5 P 5	パワー・ハラスメント	職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範ちゅうを超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。
※6 P 7	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

※7 P 7	男女雇用機会均等法	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」のこと。1985年に制定されたが、その後改正され1999年4月1日に改正男女雇用機会均等法が施行された。男女差別の禁止がよりはっきり打ち出され、事業主に改善を求める制度が強化された一方、同日改正された労働基準法では、深夜業の原則解禁、女性のみ募集の禁止など女性に対する保護は大幅に縮小された。 また、2007年4月1日からは、職場のセクシュアル・ハラスメントおよび母性健康管理措置に関する労働者と事業主の間の紛争が生じた場合、紛争解決、援助の対象となり、また、女性だけでなく男性からの相談も受け付けるようになるなど、一部が改正された。
※8 P 7	育児・介護休業法	「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」のこと。従来の「育児休業に関する法律」では、1歳に満たない子を養育している労働者が希望した場合、身分や地位を失わずに一定期間休業できる制度を事業主に義務づけていたが、これが介護休業を盛り込む形で改正され、1999年4月1日から介護休業制度導入が義務づけられた。2002年4月1日の改正では、それまで規定のなかった時間外労働の制限や子の看護のための休暇措置などいくつかの項目が加えられるとともに、勤務時間の短縮等の措置義務となる子の年齢がそれまでの1歳未満から3歳未満に引き上げられた。 さらに2005年4月1日からは、育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大や、育児休業期間の延長、介護休業の取得回数制限の緩和など、一部が改正された。
※9 P 7	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間は生まれについての生物的性別（セックス/SEX）がある。一方、社会通念や習慣の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的文化的に形成された性別」（ジェンダー）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
※10 P 7	デートDV	若い世代に起きている恋人間の暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。
※11 P 20	家族経営協定	家族で取り組む農業等の経営において、家族の話し合いに基づき経営方針や役割分担、就業条件、就業環境（労働時間、報酬等）などについて取り決めたもの。夫婦間、親子間、夫婦と親子両方で締結する場合などがある。
※12 P 35	千葉県男女共同参画地域推進員	地域の実情に通じ、男女共同参画の推進について熱意を有する町民を町が県に推薦し、県知事の委嘱を受けた地域推進員が、地域において県や町とのパイプ役となり、男女共同参画を推進する活動をしている。

第2次横芝光町男女共同参画計画の策定経過

2014（平成26）年10月	「横芝光町男女共同参画についての町民意識調査」実施
2018（平成30）年7月	「町内企業における女性の活躍の実態調査」実施
	横芝光町男女共同参画推進会議の設置 横芝光町男女共同参画計画検討委員会の設置
	第1回横芝光町男女共同参画計画検討委員会の開催 〔内容〕 ・平成26年度に実施した町民意識調査の結果について ・第1次計画の取組状況について ・第2次計画の策定方針及び今後の予定について
2018（平成30）年8月	第2回横芝光町男女共同参画計画検討委員会の開催 〔内容〕 ・第1次計画における取組状況と課題の整理について ・町内企業(事業所)における女性の活躍実態調査の結果について
	横芝光町男女共同参画推進会議委員の委嘱・第1回会議の開催 〔内容〕 ・第4次千葉県男女共同参画計画の概要について ・第2次計画策定方針及び今後の予定について
2018（平成30）年10月	第3回横芝光町男女共同参画計画検討委員会の開催 第2回横芝光町男女共同参画推進会議の開催 〔内容〕 ・第1次計画の取組状況から見えた課題について ・第2次計画の骨子(案)について
2018（平成30）年11月	第4回横芝光町男女共同参画計画検討委員会の開催 第5回横芝光町男女共同参画計画検討委員会の開催 〔内容〕 ・第2次計画における具体的な施策(取組内容)について ・第2次計画の素案について
2018（平成30）年12月	第6回横芝光町男女共同参画計画検討委員会の開催 第3回横芝光町男女共同参画推進会議の開催 〔内容〕 ・第2次計画の素案について ・第2次計画の基本理念及び重点取組施策について
2019（平成31）年1月	第7回横芝光町男女共同参画計画検討委員会の開催 〔内容〕 ・第2次計画案について
2019（平成31）年 1月30日～2月28日	パブリックコメント実施 〔結果〕 ・意見提出なし
2019（平成31）年3月	横芝光町男女共同参画推進会議委員へ第2次計画最終案提示 ・第2次計画最終案決定 第2次横芝光町男女共同参画計画策定

横芝光町男女共同参画推進会議委員名簿

（２０１９（平成３１）年３月現在：敬称略）

氏名	所属等	備考
福田 有理	千葉県総合企画部男女共同参画課長	
半田美智子	千葉県男女共同参画地域推進員	
伊藤 清美	千葉県男女共同参画地域推進員	
行木 好子	千葉県農山漁村いきいきアドバイザー	
神保 弘之	横芝光町人権擁護委員会会長	
椎名 菊代	横芝光町人権擁護委員	
齊藤みち子	横芝光町婦人会代表	
佐久間幸子	横芝光町保健推進員代表	
前川 京一	横芝光町商工会青年部長	
川島富士子	横芝光町議会議員 （総務経済常任委員会委員長）	会 長
鈴木 克征	横芝光町議会議員 （民生文教常任委員会委員長）	副会長
實川 勝之	横芝光町内大規模営農法人経営者代表	
鈴木 茂	横芝光町商工会雇用管理協議会事務局	
椎名 千早	光町中央保育園園長	

関係法令

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日号外法律第78号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成11年法律第78号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。 (以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、

配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。

このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（1） 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

（2） 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

（1） 面会を要求すること。

（2） その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、しゅう又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がそされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。））、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
 - (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
- （保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

（第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申

立て）

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方においては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- （1） 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- （2） 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- （3） 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- （4） 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- （1） 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- （2） 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

（この法律の準用）

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けたものをいう。以下同じ。）
-----	-----	---

第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、 第11条第2項第2号、第12条 第1項第1号から第4号まで及び 第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り 消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則〔省略〕

（以下略）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

（平成 27 年法律第 64 号）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （１） 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- （２） 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- （３） 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

- （４） 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- （１） 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- （２） 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- （３） その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） 計画期間
- （2） 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- （3） 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
（認定の取消し）

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

（1） 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

（2） この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

（3） 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1） 計画期間

（2） 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

（3） 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

- 第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進する

ための支援措置

（職業指導等の措置等）

- 第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

- 第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

- 第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

- 第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

- 第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

（1） 一般事業主の団体又はその連合団体

（2） 学識経験者

（3） その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していたものは、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第4項の規定に違反した者
- (2) 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項の規定に違反した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(以下略)

横芝光町男女共同参画推進会議要綱

(平成30年7月12日告示第58号)

(設置)

第1条 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する本町における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）の策定及び計画の推進等に関し意見及び助言を求めるため、横芝光町男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について意見を述べ、必要な助言を行うものとする。

- (1) 男女共同参画計画の策定、推進及び効果検証に関すること。
- (2) その他男女共同参画に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 住民の代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特定の地位又は職により町長が委嘱した委員の任期は、委員の任期中におけるその職の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

横芝光町男女共同参画計画策定委員会要綱

(平成30年7月12日訓令第2号)

(設置)

第1条 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に規定する本町における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)の策定等に関し必要な事項を検討するため、横芝光町男女共同参画計画検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 男女共同参画計画の案の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画計画に係る調査及び検討に関すること。
- (3) 男女共同参画計画の推進に関すること。
- (4) その他男女共同参画計画に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、各所属長の推薦のあった者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、企画財政課長をもって充て、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

第2次横芝光町男女共同参画計画

2019年3月

発 行：横芝光町

編 集：横芝光町企画空港課

〒289-1793

千葉県山武郡横芝光町宮川11902番地

電 話：0479-84-1279

FAX：0479-84-2713

E-mail：kikakuko@town.yokoshibahikari.lg.jp

※組織名は2019年4月組織再編後の名称